札幌市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年１２月 10 日

札幌市長 秋元克広

札幌市条例第 42 号

札幌市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例

札幌市中央卸売市場業務規程（昭和４７年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第６２条の次に次の１条を加える。

（開設者による指定飲食料品等の公表等）

第６２条の２　前条に定めるもののほか、市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(1)　市場において取り扱う指定飲食料品等（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成３年法律第５９号。次号及び第３号において「食品等持続的供給法」という。）第４２条第１項に規定する指定飲食料品等をいう。次号において同じ。）

(2)　前号に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第４２条第１項第１号に規定する指標

(3)　卸売業者、仲卸業者、売買参加者、買出人その他の飲食料品等事業者等（食品等持続的供給法第３３条第３項に規定する飲食料品等事業者等をいう。）が構ずるよう努めなければならない食品等持続的供給法第３６条に規定する措置

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。